

令和元年度第 10 回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年 12 月 13 日 (金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午後 1 時 30 分	閉会時間	午後 2 時 30 分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久		
出席推進委員	山 上	青 戸 勝 美	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	田 邊 智 寛
	阿 毘 縁	足 立 進 也	石 見	丸 山 栄 人
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	10 番	梅 林 操	日野上	梅 林 剛
	福 栄	福 田 英 夫		
議事録署名委員	7 番	稲 田 洋 子	8 番	吉 川 保
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第 1 号	農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について
議案第 4 号	農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第 1 号	令和元年度台風 19 号等災害義援金について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	事 務 局 長	<p>定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第 10 回日南町農業委員会を開会すると宣言した。</p> <p>梅林会長と福田推進委員が入院療養中である為、本日の総会は欠席であることを報告した。</p> <p>会長不在であるので本農業員会の議長は奥迫職務代理にお願いします。</p>
挨拶	議 長	<p>先程、説明があった通り、会長が入院中という事で本日は私が議長をさせていただきます。大変未熟ですけれどもどうぞ宜しくお願い致します。師走に入りましたが、先月は2つの大きな視察交流会がありまして、皆様、お忙しい中、ご参加頂きまして有難うございました。また、本日は午前中に浅田委員さんをリーダーとした、10年後の日南町の農業を考える会を行って頂いています。これも併せてお疲れ様でした。先月の11月18日から27日まで移動農地銀行を各地域で行って頂きました。いろいろご相談に乗って下さった事、重ねてお礼申し上げます。本日は大変たくさんの議題があります。スムーズにそして深くご審議頂ければと思います。また、総会後には研修会が予定されていますが、ご出席お願い致します。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、7番稲田委員、8番吉川委員を指名した。</p>
報告第 1 号	議 長	<p>報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>報告第 1 号の農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてですが、合意解約で二件の届出がありましたので説明します。一件目が土地の所在が日南町〇〇××、地目、田、面積 7,385 ㎡、賃貸人が△△の□□さん、賃借人が同じく〇〇の××さんです。契約期間が令和 3 年 12 月 31 日までありますが、解約の理由として、昨年の大雨により耕作が出来なくなった為、所有者に返還するという事での届出です。二件目ですが、土地の所在、日南町△△□□番地、地目、田、面積 987 ㎡、賃貸人は〇〇の××さん、賃借人は鳥取県担い手育成機構です。令和 8 年 12 月 31 日までの契約期間があったものですが、解約後、農地中間管理事業により△△さんが耕作予定という事での届出です。□□さんのものについてはこの後の議案第 4 号の利用集積、利用配分の所で説明いたします。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので次に移ります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>議案第 1 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 1 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。非農地証明の届出が一件出ていますのでご審議お願い致します。土地の所在ですが 3 筆ありまして、日南町〇〇××、△△、□□〇〇、合計面積が 491.61 ㎡です。所有者が××の△△さんです。非農地の理由としては、20 年以上耕作しておらず原野化しており、今後も耕作の意思は無いという事</p>

		です。次ページに中間図、字切図をつけておりますのでご覧ください。現地確認した際の写真も添付しておりますのでご確認ください。宜しくお願い致します。
	議 長	続いて、地元委員さんの補足説明をお願いします。
	坪倉推進委員	11月22日、吉川委員、稲田委員、青戸推進委員と現地を確認致しました。いずれも申請のとおり原野化しておりました事を報告致します。
	議 長	議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号についての賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議 長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 幹	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。二件の届出がありますのでご審議お願い致します。一件目、土地の所在、日南町口口〇〇、地目、畑、面積44㎡、譲渡人、日南町××の△△さん譲受人は同じく口口の〇〇さんです。全体で25万円での売買です。次ページに申請番号1として中間図と字切図を付けておりますのでご確認ください。二件目です。土地の所在、日南町××△△番地、他4筆で合計面積2,616㎡、譲渡人、日南町口口の〇〇さん、譲受人が同じく××の△△さんです。こちらは、これまで口口さんが長年小作でお世話になっていたの、お礼も兼ねて譲りたいというご意志で〇〇さんと相談されて、この度、贈与というかたちで申請があったものです。こちらについても、次ページに申請番号2として中間図と字切図を付けておりますので、ご確認ください。宜しくお願い致します。
	議 長	こちらの議案につきましては、一件ずつ審議していきたいと思えます。申請番号1について地元委員さんの補足説明をお願いします。
	天 崎 委 員	先日、移動農地銀行のあった11月19日に梅林会長と私と梅林推進委員さんと、土地を購入される××さんも一緒に現地を確認しました。××さんが隣の土地を所有しておられて、隣に空き地があるので是非欲しいということで購入の意思を示されました。問題無いと判断しました。以上です。
	議 長	議案第2号、申請番号1についてご質問、ご意見はありませんか。無いようですので採決に移ります。議案第2号、申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員賛成) 全員異議の無いことを確認して、議案第2号、申請番号1は承認された。
	議 長	議案第2号、申請番号2について地元委員さんの補足説明をお願いします。
	内 田 委 員	11月27日に私と丸山委員さんと事務局で〇〇さん立会いの下、現地を確認しました。説明のとおり、長らくお世話になったので、贈与と言うかたちで譲りたいという話でしたので問題は無いと思えます。付け加えますと、△△さんは農業をやっておられますので、引き続き耕作されると思えます。

		宜しく申し上げます。
	議 長	議案第2号、申請番号2についてご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決に移ります。議案第2号、申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員賛成) 全員異議の無いことを確認して、議案第2号、申請番号2は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局申し上げます。
	主 幹	議案第3号、利用集積計画の決定についてです。資料の利用集積計画総括表をご覧ください。11月に行われました移動農地銀行をうけて、利用権設定の再設定の届出を沢山頂いておりますので、今回は合わせて636,671㎡分の利用集積計画となっております。このうち新たに機構を通じて貸付を行うのが、九件、申請番号1番から9番までになります。機構を通じた再設定が十件、10番から19番のものです。合わせて十九件についてはこの後の議案第4号での、利用配分でご審議頂くこととなりますので宜しくお願いします。相対の契約については新規が五件、申請番号20番から24番、再設定は25番から111番までの87件となっておりますので宜しくお願いします。新規契約を順に説明します。申請番号1番、土地の所在、日南町□□○○番地、他6筆、合計面積が7,842㎡、利用権を設定する者が××の△△さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借料が水張反当5,000円で10年間の契約期間になります。申請番号2番、土地の所在、日南町□□○○、地目は田、面積が351㎡の1筆です。利用権を設定する者が××の△△さん、受ける者が県の担い手育成機構、賃借料が水張反当6,000円で、契約期間が令和6年12月15日までの5年1ヶ月です。半端な日付になっておりますが、□□さんが他の筆を既に機構を通じた貸付に出しておられて、契約の期限を揃えたいというご意向でしたのでこのようになっております。申請番号3番、土地の所在、○○××番地、他1筆、合計面積4,242㎡、利用権を設定する者が△△の□□さん、受ける者が県の担い手育成機構、そばの作付で水張反当5,000円、10年間の設定期間となっております。申請番号4番、○○××番地、他3筆、合計面積4,582㎡、設定をする者が△△の□□さん、受ける者が県の担い手育成機構、水稻を作付されるところが水張反当6,000円、そばを作付されるところが水張反当5,000円で、10年間の設定になっております。申請番号5番、○○××番地、他4筆の合計5筆で面積が合わせて12,066㎡、設定する者が△△の□□さん、受ける者が県の担い手育成機構、水稻の作付で水張反当5,000円、10年間の契約です。申請番号6、○○××番地、地目は田、面積2728㎡、設定する者が△△さん、受ける者が担い手育成機構、作付はトマト、全体で20,000円の賃借料で10年1ヶ月の利用権設定となります。申請番号7番、△△□□番地、地目は田、面積987㎡、設定する者が○○の××さん、受ける者が担い手育成機構、作付はトマト、使用貸借で10年1ヶ月の

	<p>設定です。申請番号 8 番、△△□□番地、他 5 筆、合計面積 2,931 m²、設定する者が〇〇の××さん、受ける者が担い手育成機構、水稻の作付で賃借料が全体で米 60 kg という契約で 5 年間の設定になっています。申請番号 9 番、△△□□他 2 筆、合計面積 1,764 m²、利用権を設定する者が〇〇の××さん、設定を受ける者が県の担い手育成機構、賃借料が全体で米 30 kg の物納で 10 年間の契約期間です。以下 10 番から 19 番のところは機構を通じた再設定という事になりますので、お読み取り頂けたらと思います。相対の新規契約について説明します。申請番号 20 番、土地の所在、日南町△△□□他 5 筆、合計面積 8,591 m²、利用権を設定する者が〇〇の××さん、利用権設定を受ける者が△△の□□さん水稻の作付で使用貸借です。令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年 1 ヶ月の契約となっています。申請番号 21 番、〇〇××番地、他 2 筆、合計面積 5,003 m²、設定する者が△△の□□さん、受ける者が〇〇の××さん、水張反当 5,000 円で令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間の設定です。申請番号 22 番、△△□□番地、地目は田、面積が 1,141 m²、設定する者が〇〇の××さん、設定を受ける者が△△の□□さん、小作料は全体で米 30 kg、5 年間の期間での届出です。申請番号 23 番、〇〇××番地、他 15 筆、合計面積 8,731 m²、設定する者が△△の□□さん、受ける者が□□さん水張反当 3,000 円で 10 年間の設定となっています。申請番号 24 番、〇〇××番地、地目は田、面積 1,019 m²、利用権を設定する者が△△の□□さん、利用権の設定を受ける者が〇〇の××さん、水張反当 5,000 円で令和 4 年 6 月 11 日までの 2 年 6 ヶ月の期間設定となっています。こちらも△△さんが他の筆を利用権設定されていて、期間を揃えたいとの意向によってこのような日付になっています。以下 25 番から最後の 111 番までが相対での利用権設定の再設定になっています。ほとんどの契約がこれまでの更新というかたちでの契約となっていますのでお読み取り下さい。またその続きになりますが、新たに利用権設定をされる方については、農業経営の状況等ということで、法人や個人の資料を付けていますのでご覧ください。その資料の中に□□さんがあるかと思いますが、こちらの方は新規就農という事で来年の 3 月まで研修を受けられて、来年度からの就農に向けて準備を進めておられるところです。機械等の所有状況のところに、令和 6 年までに整備予定ということで台数等ハウスの数等、入れておりますが、来年度の 4 月までには機械はすべて準備されるということで農林課と協議を進めていると伺っています。また、ハウスについても 8 棟のうち 7 棟までは、令和元年度中に整備をされるという事です。令和 6 年までにもう 1 棟増やしたいということも聞いています。以上です。宜しくお願い致します。</p>
4 番	<p>合意解約のところ、〇〇さんに渡る土地が、中間管理機構が借りておられる土地を外して、××さんから直に借りられるかたちですか。この書き方から見たら、一応中間管理機構に返って△△さんに渡るとか、管理機構から外して直に△△さんにいくのか。もしそうなるのなら何でそうなる</p>

		のか。
	主 幹	説明が不足していたかもしれませんが、□□さんの土地ですので、申請番号 7 番の新規契約で挙げていますが、中間管理機構を通じて〇〇さんが借り受けられるということになっています。これまでは□□さんが機構を通じて別の方に貸付されておりましたので、これを合意解約されて新たに中間管理機構を通じて〇〇さんに貸付ける契約となります。
	事 務 局 長	補足します。本来でしたら配分のみを解約して、また再配分をすれば事足りるというところですが、新規就農者が補助事業でハウスを投入されるということで、耐用年数が 10 年ありまして、その間は確実に事業が行われるように土地を借りなければならないということもあり、今の契約の残りの期間を××さんに配分するのではなく、元の契約を解約して、更に新しく土地の所有者から機構に、機構から耕作者にというかたちで、年数を 10 年以上持たせるためにこのような措置をとらせて頂いたという事です。宜しくお願い致します。
	4 番	なんか流れがスムーズでないような気がするけど、□□さんが担い手に認定されてないってことか。まだ修行中だから。
	主 幹	新規就農者としての認定は受けておられますけど。
	4 番	新規に就農するのに担い手として土地を借りられるのはまだ後になるってことか。
	主 幹	まず借りられるのがこの土地で、将来的には増やす等の話も聞いていますが、トマト栽培をされるためのハウスを建てるということでこちらの土地を借りられると聞いています。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 3 号は承認された。
議案第 4 号	議 長	議案第 4 号、農地中間管理事業の促進に関する法律 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	議案第 4 号、農地中間管理事業の促進に関する法律 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。初めに集計表を付けておりましたが、12 月分としては全体で 92,043.33 ㎡ということでの配分となります。次ページから配分の方、整理番号を付けて載せています。順に説明します。整理番号 1、こちらは新規としての配分です。権利の設定を受ける者が日南町××の△△さん、設定をする農用地が□□〇〇番地の他合わせて 6 筆、合計面積が 7,842 ㎡、水稻の作付で契約期間は 9 年 11 ヶ月で、水張反当 5,000 円です。整理番号 2、権利の設定を受ける者が××の△△さんです。設定する農用地が□□〇〇、水張反当 6,000 円で、4 年 11 ヶ月の契約です。以下、整理番号 3 から 8 までの〇〇への配分については表紙の右側に括弧書きで個人の名前を入れていますが、その方からの利用権設定の再設定の再配分ということになりますのでお読み取り頂いたらと思います。整理番号 9 からが新たな利用配分ということで、設定を受ける者

		<p>が××さん、設定する農用地が△△□□番地、他 1 筆、合計面積が 4,242 m²、そばの作付で水張反当 5,000 円、10 年間の契約期間となっています。整理番号 10 も設定を受ける者が〇〇さん、農用地が××△△番地、他 3 筆、合計面積が 4,582 m²、そばの作付と水稻の作付がそれぞれあって、そばが水張反当 5,000 円、水稻が水張反当 6,000 円で、10 年間の契約期間の設定になっています。整理番号 11 も□□さんで、農用地が〇〇××番地、他 2 筆、合計面積が 1,764 m²で水稻の作付で 10 年間、全体で 30 kgの物納での利用配分です。整理番号 12、設定を受ける者が△△さん、設定する農用地が□□〇〇番地、他 4 筆、合計面積 12,066 m²、水稻の作付で 9 年 11 ヶ月間、水張反当 5,000 円での配分です。整理番号 13 は××さんからの利用権設定の再設定の再配分ですのでお読み取り下さい。整理番号 14、設定を受ける者が××の△△さん、設定する農用地が□□〇〇番地、面積 2,928 m²、トマトの栽培ということで 9 年 11 ヶ月間、全体で 20,000 円の設定です。整理番号 15 も、受ける者が△△さん、農用地が□□の〇〇番地、面積 987 m²、こちらも 9 年 11 ヶ月の契約で使用貸借です。整理番号 16、設定を受ける者が××の△△さん、農用地が□□〇〇番地、他合わせて 6 筆、合計面積が 2,931 m²、水稻の作付で 9 年 11 ヶ月間、米 60 kgの物納という設定です。整理番号 17、18、19 については資料の右側にそれぞれ括弧書きで名前の書いてある利用権設定をする方からの利用権設定の再設定の再配分ということでお読み取り頂けたらと思います。以下のページに今回配分される方の経営状況等の資料を付けています。先程の第 3 号議案のものと重複する部分もありますが、ご了承下さい。以上宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 4 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見のないことを確認した。</p>
協議事項 1	議 長	<p>協議第 1 号について事務局説明をお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>今日は二件お話ししたいと思います。本日の資料と一緒に送らせて頂きました、台風 19 号の義援金の関係です。台風 19 号によって関東を中心に大きな被害が出ておりまして、全国農業会議の方から義援金の募集についてご案内を頂いている所です。先日の全国の会長集会の際に西部地区の農業委員会の会長さんに確認しましたら、各農業委員会とも対応するというお考えのようでした。日南町農業委員会としても、そのようにしたいと思います。</p> <p>もう一件ですが、会長と福田委員さんが 10 日以上入院療養されておりますので慶弔規定によって見舞金を送りたいと思います。ご理解頂きますよう、お願い致します。</p>
	議 長	<p>全員異議ないことを確認した。</p>
その他	事 務 局 長	<p>次回総会は、令和 2 年 1 月 1 0 日 (金) 午後 1 時 3 0 から開会予定です。</p>

閉会		
----	--	--

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年 12月 13日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員